

●香川県告示第8号

昭和51年香川県告示第914号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、令和6年1月12日から施行する。

令和6年1月12日

香川県知事 池田 豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 指定地域の範囲 (角度の表示は磁角とする。)		1 指定地域の範囲 (角度の表示は磁角とする。)	
地区名	区 域	地区名	区 域
北 浦	略	北 浦	略
松 下	略	松 下	<u>基点第3号から28.5度に引いた線、基点第3号から基点第13号までを順次に結んだ線及び基点第13号から311.0度に引いた線と水際線により囲まれた陸域</u>
経面東	略	経面東	略
略		略	
2 基点の位置		2 基点の位置	
略		略	
第2号	略	第2号	略
第3号	略	第3号	<u>北緯34度13分30秒、東経133度41分19秒、詫間町大字松崎字松下655番地地先の標柱</u>
第4号	略	第4号	<u>基点第3号から297.0度258.0メートル、詫間町大字詫間字松上656番地地先の標柱</u>
第5号	略	第5号	<u>基点第4号から287.5度35.0メートル、詫間町大字詫間字松下656番地地先の標柱</u>
第6号	略	第6号	<u>基点第5号から261.5度14.0メートル、詫間町大字詫間字松下656番地地先の標柱</u>
第7号	略	第7号	<u>基点第6号から230.0度310.0メートル、詫間町大字詫間字松下661番地地先の標柱</u>
第8号	略	第8号	<u>基点第7号から217.2度225.0メートル、詫間町大字詫間字松下668番地地先の標柱</u>
第9号	略	第9号	<u>基点第8号から188.0度28.0メートル、詫間町大字詫間字松下669番地地先の標柱</u>
第10号	略	第10号	<u>基点第9号から177.0度53.0メートル、詫間町大字詫間字松下</u>

第14号 略  
略

670番地地先の標柱  
第11号 基点第10号から217.0度137.0メートル、詫間町大字詫間字松  
下673番地地先の標柱  
第12号 基点第11号から218.5度168.0メートル、詫間町大字詫間字松  
下679番地地先の標柱  
第13号 基点第12号から222.5度212.5メートル、詫間町大字詫間字松  
下680番地の3地先の標柱  
第14号 略  
略